

## 反対する意思がないことを確認しなければならない「向こう3軒両隣裏」の住宅の範囲について 〔届出住宅が集合建物以外の建物（一戸建て住宅等）の場合〕

住宅宿泊事業の届出住宅が集合建物〔注1〕以外の建物に存する場合（一戸建て住宅等の場合）、以下の住宅に対して、事前に、反対する意思がないことを確認しなければならないと条例で規定されています。（住宅宿泊事業法施行条例第3条第10項第2号）

- ① 届出住宅の敷地に隣接する敷地に存する住宅
- ② 届出住宅の敷地が一車線の道路〔注2〕に接している場合は、当該道路を挟んで向かい合う敷地に存する住宅
- ③ ②の住宅に隣接する敷地に存する住宅（当該道路に接しているものに限る。）

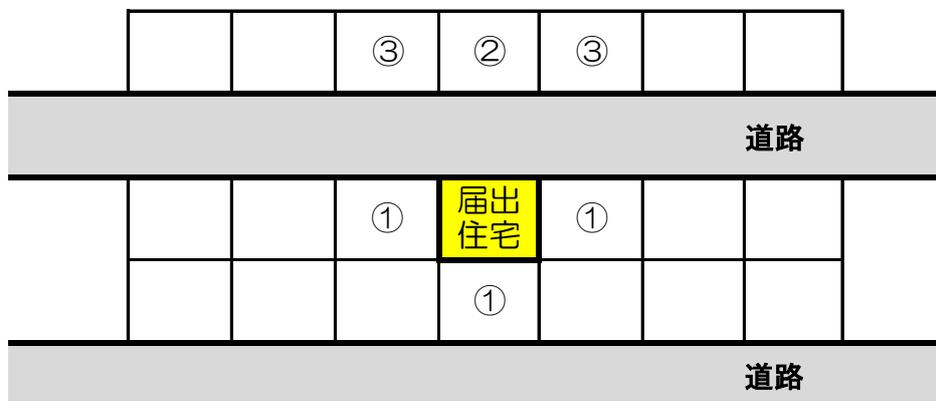
〔注1〕 集合建物とは、「同一建物に独立して住宅の用に供せられる部分が2以上ある建物」のことをいいます。

〔注2〕 道路とは、道路法上の道路に限らず、位置指定道路、里道、その他外形上通路として判断されるものすべてを含みます。

以下に典型的なパターンを例示しましたので参考としてください。  
（①②③の住宅の反対する意思がないことの確認が必要となります。）

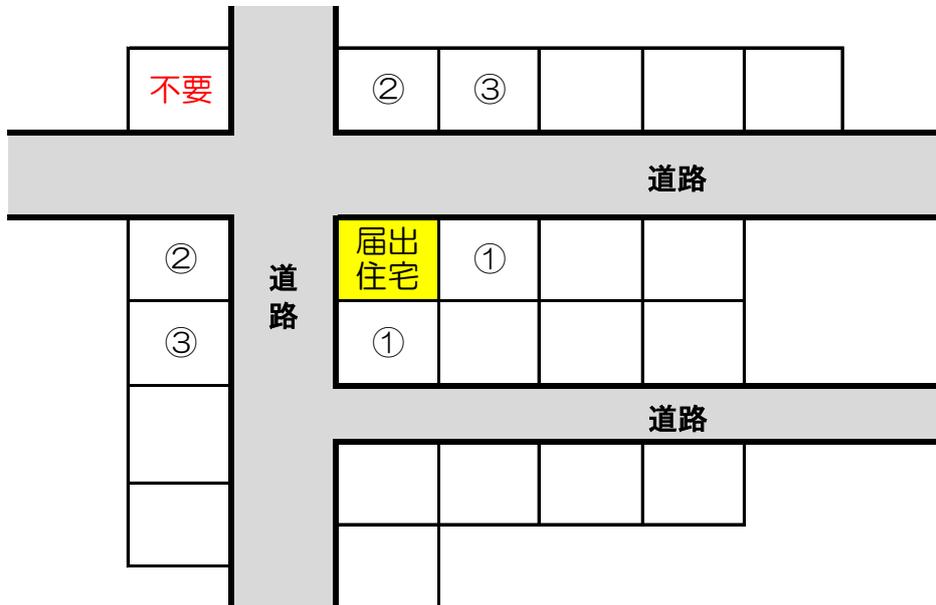
### 【パターン1】

基本的な形（中間画地）



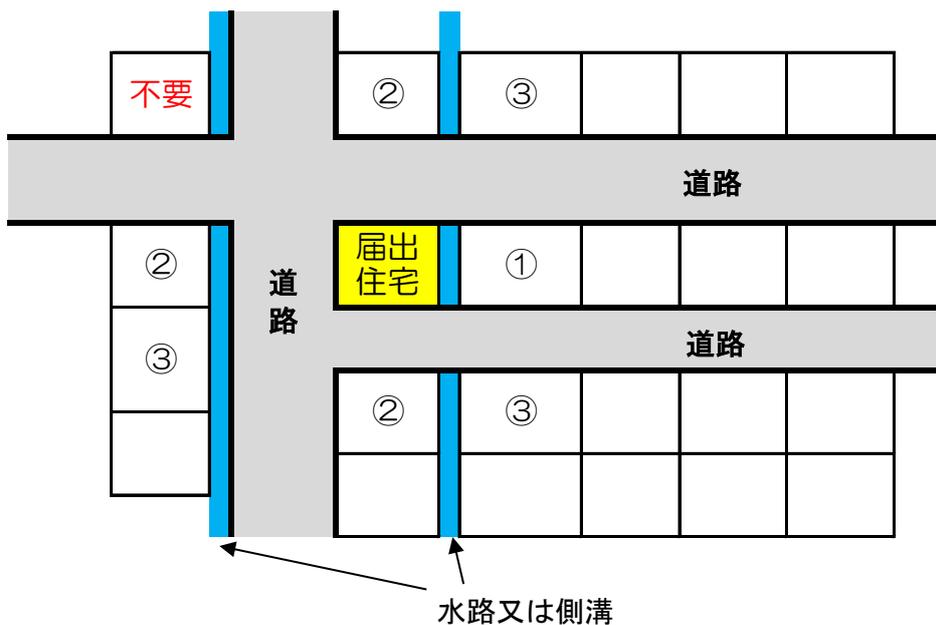
## 【パターン2】

角地の場合



## 【パターン3】

「水路」「側溝」が住宅の間に存在する場合であっても隣接する住宅の反対する意思がないことの確認が必要です。



【パターン4】

二車線道路に接している場合

二車線道路に接している住宅の反対する意思がないことの確認は不要です。

